

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第3222号)

令和7年6月19日

横 情 審 答 申 第 3222 号

令 和 7 年 6 月 19 日

横浜市長 山 中 竹 春 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 松 村 雅 生

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に基づく諮問に
ついて（答申）

令和5年3月23日旭高第2864号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「在宅援助記録票（第1号様式－1、第2号様式②継続記録票）および別
添資料」の個人情報一部開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「在宅援助記録票（第1号様式－1、第2号様式②継続記録票）および別添資料」の保有個人情報の一部開示とした決定のうち、別表3に示す部分を非開示とした決定は妥当ではなく開示すべきであるが、その余の部分を非開示とした決定は妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「高齢障害支援課における審査請求人についてのケース記録の一切」の個人情報本人開示請求に対し（以下「本件本人開示請求」という。）、横浜市長（以下「実施機関」という。）が令和4年12月28日付で行った在宅援助記録票（第1号様式－1、第2号様式②継続記録票）及び別添資料（以下「本件保有個人情報」という。）の個人情報一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件保有個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「旧条例」という。）第22条第3号及び第7号に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

(1) 旧条例第22条第3号の該当性について

審査請求人以外の氏名、続柄、連絡先、発言内容、記載内容及び行動に関する記録については、審査請求人以外の個人に関する情報であり、開示することにより特定の個人を識別できるため、本号に該当し非開示とした。

(2) 旧条例第22条第7号の該当性について

ア 関係機関からの審査請求人及びその家族に対する所見・評価及び支援方針が記載された部分については、担当ケースワーカーが審査請求人の入院生活の支援のために、関係機関から審査請求人及びその家族についての情報を聞き取ったものである。関係機関は、情報提供をするにあたり、審査請求人に開示されることを想定していないと考えられ、これらの情報を開示すると今後関係機関の協力が得られなくなるなど、審査請求人の入院生活支援において不利益な状況が発生し、適正な支援の実施に支障が生じるおそれがあるため、本号に該当し非開示とした。

イ 審査請求人に対する区役所の所見・評価及びそれに関する協議内容が記載された部分については、担当ケースワーカー、その他の福祉保健センター職員及び関係機関の審査請求人に関する率直な評価、所見等をありのままに記載したものである。

したがって、これらの情報を審査請求人へ開示すると審査請求人の認識と異なっていた場合、今後の適切な支援が困難になることや今後の関係機関の協力を得られなくなるなど、審査請求人の入院生活の支援において不利益な状況が発生し、適切な支援の実施に支障が生じるおそれがあるため、本号に該当し非開示とした。

ウ 本件保有個人情報のうち区役所の審査請求人及びその家族に対する支援方針が記載された部分については、本市の高齢者支援の具体的な手法に係る事項であり、開示することで今後同種の事務が生じた場合に、支援業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであり、非開示とした。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び反論書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、本件保有個人情報のうち別表 1 記載の対象個人情報 1 から 17-4 までの開示を求める。
- (2) 審査請求人には事理弁識能力と意思能力が十分あるにもかかわらず、実施機関は親族への連絡もとらず、成年後見区長申立を行うという人権侵害が行われた。
- (3) 実施機関は審査請求人の親族に対して、これから成年後見区長申立を行うかのような虚偽の文書を送達した。
- (4) 審査請求人は人権侵害と虚偽文書送達が行われるに至った経緯を知る権利がある。

5 審査会の判断

- (1) 答申に当たっての適用条例について

横浜市個人情報の保護に関する条例（令和 4 年 12 月横浜市条例第 38 号。以下「新条例」という。）が令和 5 年 4 月 1 日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、新条例附則第 3 項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。

- (2) 高齢者支援業務について

横浜市では、横浜市保健所及び福祉保健センター条例（平成13年9月横浜市条例第38条）に基づき、地域における福祉サービス及び保健サービスの提供を一体的に展開するため、福祉保健センターを設置している。

旭区福祉保健センター高齢・障害支援課では、旭区内に居住している高齢者の福祉及び支援に関する業務を担当しており、日常生活を営むにあたり支援を要する者の在宅生活、施設・入院生活等を支援するために必要な記録と情報を整理し、組織的な対応を図るために、横浜市在宅援助記録票に係る事務取扱要綱（平成31年4月制定）に基づき、在宅援助記録票を作成している。

(3) 本件保有個人情報について

審査請求人に係る高齢者福祉相談があった日から本件本人開示請求日までに作成した在宅援助記録票及びその添付資料である。在宅援助記録票は、(1)個人援助の記録、(2)福祉・保健サービス等の利用可否やその内容の判断、(3)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法に基づく障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業の支給決定の際の、勘案事項の整理に使用される。

在宅援助記録票は、新規対象者の記録である第1号様式及び継続支援対象者の記録である第2号様式があり、主に共通情報を記入する第1号様式ー1、主に経過を記録する第2号様式②で構成されている。本件保有個人情報には、援助対象者の氏名、住所、対象者概要、世帯状況、相談歴、対応経過、実施機関の検討内容等が記録されている。

審査請求人は別表1の対象個人情報1から17-4までについて開示を求めているため、当審査会は当該部分について見分した上で別表2のとおり非開示部分を分類し、以下検討する。

(4) 旧条例第22条第3号の該当性について

ア 旧条例第22条第3号では、「本人開示請求者以外の個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）・・・又は本人開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお本人開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については、開示しないことができることを規定している。

ただし、本号ただし書では、「ア 法令等の規定により又は慣行として本人開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報、イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報、ウ 当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、開示しないことができる情報から除くことを規定している。

イ 非開示部分 1 について

非開示部分 1 には審査請求人以外の氏名や実施機関が聞き取った特定個人に関する情報が記載されている。これらの情報は、審査請求人以外の個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるため、または、他の情報と照合することにより特定の個人を識別できる情報であることから本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

(5) 旧条例第22条第 7 号の該当性について

ア 旧条例第22条第 7 号柱書では、「市の機関・・・が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、・・・当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」については、当該保有個人情報を開示しないことができることを規定している。

イ 非開示部分 2 について

非開示部分 2 には関係機関の対応状況、所見及び支援方針並びに実施機関と関係機関との連絡内容や協議内容並びに関係機関及び実施機関職員の所属や氏名が記載されている。

このうち別表 3 に示す部分については、実施機関職員の所属及びその氏名に関する記述であり、開示することで関係機関との信頼を損ない業務に支障が生じるおそれがあるとは認められないため、本号柱書に該当せず開示すべきである。

その余の部分については、関係機関と実施機関の具体的な共有内容が記載されており、実施機関が開示を前提とせずに関係機関から情報を収集したものであるため、開示すると関係機関との信頼関係が損なわれ、今後の同種の支援において十分な協力を得られなくなるおそれがあるなど、支援業務に支障を及ぼすおそれがあると認められ、本号柱書に該当する。

ウ 非開示部分 3 について

非開示部分 3 には実施機関の所見、検討内容及び評価項目並びに対応方針が記載されている。

このうち別表 3 に示す部分については、様式の項目名であり、開示することで審査請求人との信頼を損ない業務に支障が生じるおそれがあるとは認められないため、本号柱書に該当せず開示すべきである。

その余の部分については、審査請求人に開示すると、審査請求人の認識と異なっていた場合に実施機関に対して不信感や不満を抱くなど、実施機関と審査請求人との信頼関係が損なわれ、円滑な支援が困難になるおそれがあると認められ、本号柱書に該当する。

(6) 結論

以上のとおり、実施機関が本件保有個人情報の一部開示とした決定のうち、別表 3 に示す部分を非開示とした決定は妥当ではなく開示すべきであるが、その余の部分を非開示とした決定は妥当である。

(第三部会)

委員 金井恵里可、委員 藤嶋崇友、委員 山本紗知

別表 1

対象個人情報	保有個人情報	対象部分
対象個人情報 1	在宅援助記録票 (第 1 号様式－ 1、第 2 号様式② 継続記録票)	7 頁目 R3. 6. 25 記載の非開示部分
対象個人情報 2		7 頁目 R3. 6. 28 記載の非開示部分
対象個人情報 3		9 頁目 R3. 7. 15 記載の非開示部分
対象個人情報 4		9 頁目 R3. 8. 10 記載の非開示部分 2 行目から 5 行目まで
対象個人情報 5		10 頁目 R3. 11. 29 記載の非開示部分
対象個人情報 6		11 頁目 R4. 6. 17 記載の非開示部分
対象個人情報 7		11 頁目 R4. 7. 1 記載の非開示部分
対象個人情報 8		23 頁目 R4. 10. 26 記載の非開示部分
対象個人情報 9－1		23 頁目 R4. 10. 27 記載の非開示部分 1 行目

対象個人情報 9-2	在宅援助記録票 (第1号様式-1、第2号様式② 継続記録票)	23頁目R4. 10. 27記載の非開示部分2行目から14行目まで
対象個人情報 9-3		23頁目R4. 10. 27記載の非開示部分15行目から17行目まで及び24頁目R4. 10. 27記載の非開示部分1行目から11行目まで
対象個人情報 9-4		24頁目R4. 10. 27記載の非開示部分12行目及び13行目
対象個人情報 10-1		24頁目R4. 10. 28記載の非開示部分及び25頁目R4. 10. 28記載の非開示部分1行目から11行目まで
対象個人情報 10-2		25頁目R4. 10. 28記載の非開示部分19行目から22行目まで及び26頁目R4. 10. 28記載の非開示部分
対象個人情報 11		26頁目R4. 11. 1記載の非開示部分
対象個人情報 12		29頁目R4. 11. 14記載の非開示部分
対象個人情報 13-1		29頁目R4. 11. 15記載の非開示部分及び30頁目R4. 11. 15記載の非開示部分1行目から14行目まで
対象個人情報 13-2		30頁目R4. 11. 15記載の非開示部分15行目から18行目まで
対象個人情報 14		31頁目R4. 11. 24記載の非開示部分1行目から4行目まで
対象個人情報 15-1	別添資料	2頁目「課題と思われる項目」欄
対象個人情報 15-2		3頁目「福祉・医療」欄
対象個人情報 15-3		3頁目事務局記入欄
対象個人情報 16		4頁目「検討で出た意見」欄
対象個人情報 17-1		5頁目「検討課題」欄
対象個人情報 17-2		5頁目「結論」欄
対象個人情報 17-3		28頁目「検討課題」欄
対象個人情報 17-4		28頁目「結論」欄

別表2

非開示部分	非開示の内容	非開示理由	対象個人情報
非開示部分1	特定の個人に関する情報	旧条例第22条第3号	対象個人情報1、4、8から10-2まで、13-2及び14

非開示部分 2	関係機関の所見・支援方針等	旧条例第22条第7号	対象個人情報 1、12、13-1
非開示部分 3	区役所の所見・支援方針等	旧条例第22条第7号	対象個人情報 1 から 3 まで、5 から 7 まで、11、13-1、15-1 から 17-4 まで

別表 3

非開示部分	開示すべき部分
非開示部分 2	在宅援助記録票（第 1 号様式－ 1、第 2 号様式②継続記録票）29 頁目対象個人情報 12 非開示部分 2 行目 16 文字目から 3 行目行末まで
非開示部分 2	在宅援助記録票（第 1 号様式－ 1、第 2 号様式②継続記録票）29 頁目対象個人情報 13-1 非開示部分 1 行目 8 文字目から 15 文字目まで及び 2 行目の全て
非開示部分 3	別添資料 2 頁目対象個人情報 15-1 非開示部分 1 行目及び 3 行目の全て
非開示部分 3	別添資料 3 頁目対象個人情報 15-3 非開示部分 1 行目の全て

（注意）

文字数は、1 行に記録された文字を、左詰めにして数えるものとする。句読点及び記号は、それぞれ 1 文字と数えるものとする。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令和 5 年 3 月 23 日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令和 5 年 4 月 28 日	・実施機関から反論書を受理
令和 7 年 3 月 21 日 （第 313 回第三部会）	・審議
令和 7 年 4 月 17 日 （第 314 回第三部会）	・審議
令和 7 年 5 月 15 日 （第 315 回第三部会）	・審議